

令和5年 **8**月の**安らぎ**通信

目次

- (1)  災害弱者の避難状況 デジタル地図で見守り
- (2)  豪雨の被害 水災補償で備えを
- (3)  「その時」への備えに 災害の教訓、家族や近所と共有
- (4)  人工呼吸器使う「医療的ケア児」 災害避難、自治体に指針



(1) 災害弱者の避難状況 デジタル地図で見守り

大阪府大東市 住所や障害等級を把握

*大阪府大東市は地震、豪雨などの災害時に、最新の危険情報を表示したデジタル地図で住民の避難を支援するシステムを導入。

*障害などがある要支援者については市職員が住居の場所を把握し、避難が完了しているかどうかまで見届けます。

(2023年7月11日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(2) 豪雨の被害 水災補償で備えを

*自然災害で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等では、被災者生活再建支援金として、国から最大300万円が支給されます。

*火災保険の水災補償加入の際は、建物と家財にそれぞれ保険金額を設定します。

*水災補償の保険料は、2024年度からは水災リスクに応じて市区町村別に5段階に分けることになりました。

*5年の長期契約を結ぶと保険料が安くなります。

*火災保険の請求期限は3年です。

*保険会社への連絡より修理が先になっても損害が証明できれば請求できます。

☆一般的な水災補償の範囲

対象	●台風や豪雨、土砂崩れなどによる建物、・家財への損害 以下のいずれかの基準を満たす必要がある *床上浸水 *地盤面から45cmを超える浸水 *再調達価額(同程度の建物や家財を取得するのに必要となる金額)の30%以上の損害
対象外	*地震による津波の損害 *雪による被害 *経年劣化による雨漏り

☆もし被災したら・・・

- ①被害状況の写真を撮る
- ②保険会社か代理店に連絡
- ③請求書類が届く
- ④修理見積書や被害状況の写真を提出。状況に応じて保険会社の立ち合い調査
- ⑤保険金が支払われる

(2023年7月22日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(3) 「その時」への備えに

災害の教訓、家族や近所と共有

*自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことが「ある」と答えた人は約6割(内閣府の2022年「防災に関する世論調査」)。

*話し合う内容として重要だと考えているのは、「避難場所・避難経路」で約8割。

*「家屋の安全性」と回答した人は3割弱。

自宅廻りのリスクを可視化

☆国交省が運営する「ハザードマップポータルサイト」

- 「重ねるハザードマップ」
*地図上に洪水、土砂災害、高潮、津波など複数のリスクを重ねて表示。
- 「わが町ハザードマップ」
*市町村独自のハザードマップとリンクし、市町村単位の災害情報も検索できます。

*家族だけでなく隣近所で声を掛け合い、助け合うことが被害を最小限に抑えるために重要。

*家が建つ場所の地盤について調べることも大切。

(2023年7月28日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(4) 人工呼吸器使う「医療的ケア児」

災害避難、自治体に指針

国、計画づくり後押し 電源確保「平時の備えを」

*日常的に人工呼吸器やたんの吸引などが必要な「医療的ケア児」に関し、こども家庭庁が災害時の留意点をまとめた避難マニュアル策定に乗り出します。

*電源の確保や医療従事者との連携など平時からの備えを促し、行政や保育現場での計画づくりの指針にしてもらいます。

*ケア児は全国に約2万人いると推計。

*こども家庭庁は2023年中に、全市区町村とケア児を受け入れている保育施設を対象とした調査を実施。

*人員確保などの事業継続計画（BCP）や避難マニュアルを作っているかどうか、作成時の課題は何かなどを尋ねます。

（2023年7月31日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）

